

苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 19 回 定例 委員会
日 時	平成 19 年 12 月 27 日 自 15 時 02 分 至 16 時 11 分
場 所	苫小牧市役所庁舎 10 階 第 3 委員会室
出席委員	委員長 吉本俊憲 委員 鈴木正樹 委員 佐藤郁子 委員 佐藤守 委員 山田眞久
欠席委員	
会議録署名委員	山田委員
会議録作成職員	総務課総務係主事 上川裕樹
事務局職員	学校教育部長 澤田石綱紀 スポーツ生涯学習部長 今田和史 総務課長 照井進 総務課副主幹 池淵雅宏 総務課総務係主事 上川裕樹
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1	委員会開会の宣言（吉本委員長） …15時02分
2	会議録署名委員の指名（山田教育長）
3	報 告
	[1] 2007年の教育動向について
	・ 1月～東京の歯科医師宅で女子短大生が兄に殺され、切断されて発見される事件が発生。文部科学省はいじめ定義を「心理的・物理的な攻撃を受け精神的な苦痛を感じているもの」と変更。道教委は12月実施のいじめ実態調査で2万人が「今もいじめられている」と発表。給食費の未納率は全体の1%で全国の未納額は22億円と公表。教育再生会議はゆとり教育見直しの第1次報告「社会総がかりで教育再生を」総理に提出。
	・ 2月～東京の小学校で君が代伴奏を拒否し戒告処分を受け、取り消しを求めた裁判で、最高裁は校長の職務命令は憲法に違反しないという判断を下す。道教委は滝川市で起きたいじめ自殺事件で校長を減給1か月処分とした。
	・ 3月～福岡県筑前市の中学校いじめ自殺事件に関して担任教諭を減給1か月処分。ホームページに交通事故死の児童写真を掲載した教諭が児童買春・ポルノ処罰法違反で懲戒免職。
	・ 4月～バージニア工科大学で銃乱射事件が発生し32名が死亡。犯人の韓国人留學生が自殺。警察に14歳未満でも強制調査権を与えるなどを柱とする改正少年法が衆議院で可決。全国小6・中3の233万人を対象とする学力・学習状況調査を実施。
	・ 5月～高野連が野球部員の特待生は約8千人と実態調査を発表、救済措置を決める。会津若松市で高校生が切断した母親の頭部を持って警察に自首する事件が発生。文部科学省は教員勤務実態調査で残業は1日当たり2時間、1ヶ月で約40時間と発表。児童相談所が家庭への強制立ち入りを可能とする改正児童虐待防止法が成立。
	・ 6月～教育再生会議が2次報告で授業時数の1割増、徳育の教科化を提言。ファイル

交換ソフトで個人情報を出したとして事情を聞かれた千葉県の教諭が自殺。
学校教育法など教育改革三法案が衆議院に引き続き参議院でも可決され成立。
・ 7月～文部科学省はいじめが原因の自殺は学校外でも死亡見舞金を支給する省令を改正。学力テストで足立区の校長らが正しい答えを指さし、障害児の答えを抜く不正が発覚。参議院選挙で自民党が歴史的な大敗。
・ 8月～2007年度学校基本調査で不登校が5年ぶりに増加したと発表。
中教審小学校部会は授業時間を週1～2時間増やすことで合意。
・ 9月～中学校部会も授業時間を全体の1割増、武道・ダンスの1・2年生必修に合意。
文部科学省は2006年度不適切教員212人認定し、総数は450人になったと発表。安倍総理が突然辞任し福田内閣が誕生。
・ 10月～足立区はテスト成績での予算配分を廃止し、観点別正答率の発表に改めると発表。札幌の教頭がワイセツ行為や写真の投稿で児童買春・ポルノ処罰法違反で逮捕。
神奈川県で小学生がエスカレーターとクリア板に首を挟まれる事故が発生。兵庫県加古川市の小学校2年生女子が自宅玄関そばで何者かに刺され死亡。
文部科学省の全国学力・学習状況調査結果が県別に公表され、北海道は下位に。
・ 11月～給食にまち針やアンモニア水が混入される事故が苫小牧・札幌で発生。
文部科学省は昨年度の問題行動調査報告でいじめは前年より6倍に急増し12万件と発表。函館で大学時代にいじめを受けていたと名乗る男が女性を刺殺。
国際学習到達度調査（PISA）で日本が2位から6位に後退。
・ 12月～例年より早くインフルエンザが流行。道教委が主任手当の返送を中止し、廃棄する方針を決定。
・ この他にも色んな出来事があったが、今年一年、色んな教育の課題があり、いじめの問題、自殺の問題が1年前から話題となり、今回の学力調査も含めて、家庭が今、危機的になってきているということを感じた1年であった。

[2] 第4回定例市議会（12月議会）について
(1) 会 期：平成19年12月7日(金)～14日(金)
(2) 教育関係質問者：12名
(3) 一般質問答弁要旨
<学校教育関係>
① 西野 茂樹 議員
[質 問] 第1学校給食共同調理場改築でPFIは断念したのか。
[答 弁] PFI以外の方法で整備計画を考えていく。
[質 問] 調理についてどのような検討をするのか。
[答 弁] 安全性の確保と効率的な運営について検討していく。
[質 問] 運営委員会の答申を重く受け止めるのか。
[答 弁] 安全性の確保という面で重く受け止めるが、調理業務の効率化による経費削減も財政健全化のために避けて通れないので、時間をかけて検討していきたい。
② 山中 保 議員
[質 問] PFIを断念した理由は何か。
[答 弁] 建設費と調理運営の人件費の削減効果を精査する中で、建設は公設でも同様の結果が出ると判断した。削減効果は調理の人件費が大きいので、さらに検討していきたい。
[質 問] 退職者不補充を続けるのか。
[答 弁] 労使交渉になるが理解を得るように努力したい。
③ 渡邊 敏明 議員
[質 問] 全国学力・学習状況調査の結果の把握と課題は。
[答 弁] 基礎基本の定着、学力の二極化は認められないが、まとめや論理的な思考など応用面に課題がある。基本的な習慣が身につき、外で元気に遊ぶ反面、ゲーム

やテレビの視聴が長く、携帯所持率も高く、家庭学習時間が短いことなどがあ
げられる。
[質 問] 学業不振児への対策、少人数学級を拡大する考えはないのか。
[答 弁] 少人数指導、TT、習熟度指導、多様な指導法の改善に取り組みたい。国や道
に教員加配を働きかけていきたい。
[質 問] 学校と家庭との連携はどうなっているのか。
[答 弁] 学校はキャッチフレーズを掲げ、学校便り・HP、参観日や懇談会などで学習
状況を伝えるなどして連携を深めていきたい。
④ 矢農 誠 議員
[質 問] 安全マップ作りを高学年が全員で取り組むことはできないのか。
[答 弁] 子どもが自ら危険を判断する力を身につけることは有意義であり、学校には見
直しの際に取り入れるよう働きかけるが、全員を対象にするかは学校の判断と
なる。
⑤ 後藤 節男 議員
[質 問] 性教育指導の内容はどうなっているのか。
[答 弁] 人間尊重の基本で保健や道徳、学級指導など学校教育全体を通して、身体面・
心理面・今日的な社会問題などを発達段階に応じて計画的に指導している。
[質 問] 望まない妊娠を防ぐためには、具体的指導が必要ではないか。
[答 弁] 避妊や援助交際、薬物乱用など多面的に指導するとともに、保健所や医師の支
援を得ながら対応していきたい。
⑥ 藤田 広美 議員
[質 問] 特別支援教室の支援員配置はどうなっているのか。
[答 弁] 今後、すべての小学校と5校の中学校に支援学級を設置すると、教員確保と介

添人の増加が見込まれる。総合的な支援の取り組みを進める中で支援員を考
ていきたい。
⑦ 富岡 隆 議員
[質 問] あおば学級の旧市立病院南棟への移転は、人と接触するので登校できなくな
らないか。
[答 弁] 老朽化・狭隘化のためと軽スポーツの場が確保できることで決めている。一階
の高齢者や幼児との接触はあるが、同世代ではなく人との交流訓練になるので
問題はない。
⑧ 松井 雅宏 議員
[質 問] 全国学力・学習状況調査の検討委員会の構成と改善策はどうなっているのか。
[答 弁] 指導室、研究所、校長会代表で分析を行い、教育委員会の了承を得て一般公開
した。また、詳細な分析結果も学校に配布した。
[質 問] 支庁別の発表はどうなっているのか。また、道教委の5つの提言の扱いは。
[答 弁] 発表の詳しいことは不明だが、市町村教育委員会では好ましくないと申し入れ
を行っている。提言は校長会議で説明し、今後の参観日や懇談会でも話題にす
るよう学校に周知している。
[質 問] 今後の学校の対策はどうなっているのか。
[答 弁] 学校評価や新年度計画時期になるので、改善を具体化するよう助言し、市教委
も継続して改善策を示したい。
⑨ 神山 哲太郎 議員
[質 問] いじめ増加の要因と今後の対策について
[答 弁] 文部科学省の定義変更といじめ自殺の社会問題化という経緯から、学校がきめ
細やかに調査した結果増加した。学校は教育相談やアンケートで把握しており、

市教委も定期的に集計している。
[質 問] メールを活用した相談はどうか。
[答 弁] 当面は、直接受け付けるいじめ相談電話を9時から21時まで実施しており、様子を見ながら必要があれば検討する。
[質 問] 図書ボランティアの負担について。
[答 弁] 個人サービスの部分もあるが、ラベル、修繕などの経費は当然、学校予算で処理するので個人負担があれば申し出て欲しい。
⑩ 岩田 典一 議員
[質 問] 虐待への対応に教師の受け止め方で温度差はないのか。
[答 弁] 毎朝、健康観察を行い、疑われる時は養護教諭と連携する。さらに、関係教員が定期的に就学指導委員会で状況変化を確認している。虐待は通告が義務付けられており、管理職が中心となって児童家庭課や児童相談所と連携している。
[質 問] しつけとの見極めが難しく、教員の質の向上が必要ではないか。
[答 弁] 親の子育ての悩みも背景にあり、民生児童委員と連携するとともに、児童相談所を講師に教師の研修も継続していく。
[質 問] 養護学校設置要望の取り組みは、保護者とも連携してはどうか。
[答 弁] 議会の陳情採択を受け、議長・市長・教育委員長の連名で毎年要望書を渡しているが、道教委では計画は終了したとの返答を繰り返している。現在、「新たな支援教育のあり方」を策定し、地域ヒアリングを行っているので、苫小牧の実態を訴えている。今後も粘り強く継続していきたい。
[質 問] 分校の要望あるいは地元負担で学校設置ができないのか。
[答 弁] 平取養護学校の老朽化も視野に入れ、分校誘致も働きかけるが、市費の開設は教員確保など財政的に厳しく無理である。
<スポーツ生涯学習関係>

① 渡邊 敏明 議員
[質 問] ホッケーの殿堂を作ってはどうか。
[答 弁] 日本アイスホッケー連盟の判断だが、歴史保存として白鳥アリーナ展示室があり、場の提供は働きかけたい。
[質 問] 全天候型陸上競技場の建設時期はいつごろになるか。また、テニスコートはどうか。
[答 弁] 平成23年の公認期限が切れる前までには決めたい。テニス場は分割で改修すること視野に入れて努力したい。
② 北岸 由利子 議員
[質 問] 錦岡児童館センターの設置計画とその後の計画はどうなっているのか。
[答 弁] 平成20年度設計、平成21年度着工、平成22年度オープン予定であるが、老朽化した西弥生・大成の建て替えも検討したい。
[質 問] その規模と内容はどうか。
[答 弁] 500㎡未満で図書室・運動場、障害児の活動室、遊戯室を備え通年使用ができる施設を考えている。
③ 矢島 翼 議員
[質 問] 総合体育館の床ラインを引く考えはないのか。中抜きラインだと貼る時に便利だが。
[答 弁] 各種大会が多く、見やすくわかりやすいよう、面倒でもその都度貼っている。中抜きラインへの書き換え費用は700万円ほどだが、利用団体の意見を聴き研究したい。
④ 神山 哲太郎 議員
[質 問] 総合体育館の身障者用観覧席とトイレの増設について。

[答 弁] 観覧席を2階に、トイレを観覧席側に設置するには、多額の改修費がかかり難しい。トイレについては今の場所の表示を分かりやすくするなど工夫したい。
⑤ 岩田 典一 議員
[質 問] カーリングの普及について。
[答 弁] ときわスケートリンクで実施しているがラインを加えることは難しい。また、ストーンも高額なので検討課題としたい。
[質 問] 町内会のリンク助成について。
[答 弁] 平成18年度は8町内会に6.4万円を上限に援助し、平均28日、延べ377人が利用した。今後も継続していきたい。
(4) 文教経済委員会について
・ 学力学習状況テストの結果報告について
① 本市の結果状況について学力と生活面の課題、よかったところ等の質疑がなされた。併せて今後、学校が具体的に取り組む内容、家庭啓発の必要性和連携の方法、市教委の支援は何ができるのか等の意見交流がなされた。
② 来年度以降の実施も視野に入れ、今年と比較した結果の報告を求めたいとの要望もあった。また、教員加配など教育条件整備についての行政対策についても意見があった。
・ P F I 導入断念… P F I 断念の理由や今後の調理部門の経費削減と安全性確保について資料を提出して説明したが、一般質問でも数人が取り上げたためスムーズに理解された。
(5) 補正予算関連での質疑内容
・ コミセンの図書業務…前回の議会で西野議員がコミセンの図書業務に条例制定を求

<p>める意見があったが、今回渡辺満議員が、図書貸し出しの民間委託では「個人情報管理に危惧がある」との質問があった。今後は守秘義務などの協定書を指定管理者と交わし、違反の場合は取り消し等の罰則で対応することで理解された。</p>
<p>・ 提出資料の不備…市教委の第二庁舎への移転についての図面と泉野小学校特別支援学級新設の図面表記に記載漏れの不備があり注意を受けた。総務部と慎重にチェックを行う。</p>
<p>(吉本委員長) ありがとうございます。非常に議題の多い議会であったということでございます。今、教育長からかなり細かく様々な要点についてご報告がありました。委員の皆さん、何か関連してご質問があればここで受けたいと思いますがどうですか。</p>
<p>(佐藤守委員) 学力調査の関係で、苫小牧地区の家庭学習の時間が短いということで、検討委員会や校長会なども開かれたと思うのですが、その中で昔はもっと家庭学習というか、宿題がたくさん出ていたような気がするのですが、子ども達を見ているとないような気がするのです。それから、家庭学習というのは塾の時間というのは入っていないのですね。そういったことに関連はあるのでしょうか。</p>
<p>(教 育 長) 結論をつけて言うのは、何とも言えないですが、昔は必ず宿題をやる、その宿題という考え方というのは、基本的に極端なことを言うと先生が授業をやり残して、それを宿題という場合もあったわけです。宿題はどちらかと言うと学校の先生の都合で出ているということもありましたが、それがまた勉強にもなったという側面もあったと思います。</p> <p>ただ、時代が変わってきて宿題を強要するというか強制するのではなくて、あくまでも自ら学ぶという方向で家庭学習という言葉に変わってきたわけで、当然、小学校1年生の時には漢字の勉強を家でもしましょうとか、教</p>

科書を1回読んでみましょうというように進んでやるということで流れが
変わってきた。ところが、今の学力問題と同じで、自らやることを一生懸命
命応援しているのだが、現実には力がついていないのではないかという問
題が出てきています。

やはり、親御さんの方も非常に家庭で一緒に子どもと接する時間も少なく
なってきたと思いますから、勉強を教えてあげたくても何をどう、自
分の教え方が間違っているのではないかという不安を持つ親御さんもいた
りして、中々、面倒を見てあげられないということがあって、簡単に言え
ば、塾の方が早いという傾向もあろうかと思うのです。塾に行っている子
は救われているかもしれませんが、そうでない子どもにとっては、学習の
習慣をつけるということは基本的に大事なことです。昔から予習・復
習という言葉があるように、そういう習慣を家庭でつけるような、改めて
また各学校が、そういう面から各学校でもう一度見直したら如何なものか
と、場合によっては教育委員会としても、家庭学習のあり方のような資料
を作って、家庭に配布するというような何か方策を考えていく必要がある
のかなと思っています。

(佐藤守委員) 今、子どもより親を教育していかなければいけない、親を教育する学校も
なければいけないとよく言われる部分もありますので、そういった親向け
の何かそういうものを積極的にやっていかななくてはいけないのではないかと
ふと思いました。

(村上室長) 文部科学省から家庭教育ノートというのが出ていて、こうしてください、
ああしてくださいと書いてあるのです。親の方も色んな考え方があって、
なぜこんなことを行政から言われるのか、自分の信念を持って子どもを育
てているという考え方もあって、親に向かってこういうふうにしてくださ
いと学校から出すことはかなり難しいのではないかと思います。

各学校では、保護者に対しての啓発ということで、色々新しい課題もある

<p>ことから、併せて保護者会等でお話をするぐらいしかないかなと思います。</p>
<p>ただ、家庭学習時間が少ないということは、確かに学校も意欲を高められないという意味では問題があるとしても、親としての姿勢を考えてもらわなければならないと思っています。親が家に帰って好きなテレビを見て、好きなゲームをして、子どもには勉強しなさいと言っても、子どもはしませんから、親が子どもに対して知的なことを与える姿勢があるかが、子どもに対しての教育になるのではないかという思いをしておりますので、行政として、宿題を出すようにしなさいということではなくて、どうしたら子ども達の学習意欲が高まるかということが学校の課題であると考えますので、また検討委員会でも検討していきたいと考えております。</p>
<p>(教 育 長) 苫小牧の状況については、差し障りのない部分は公表しておりますし、各学校にはもっと詳しいものを渡しておりますが、いずれにせよ、この分析・改善については、来年、もし継続して実施するとしたらずっと続いて検討していかなければならないだろうと思っています。</p>
<p>それから、先ほども補足しましたが、宿題が段々とまずいのではないかなってきた背景は、宿題で出した以上、翌日やって来なかった子どもに対して、どう処罰するかという問題が必ず付きまとうのです。そうすると、その処罰が良いことなのか、昔は給食を食べさせないとか、立っていなさいとか、そのためにノートを借りるとか貸さないとかいって、困る子どもやかわいそうな子どもが出たとか、その後のフォローの部分もあるものですから、各学校では教育的に難しいということで、徐々に家庭学習という概念に変わってきたのではないかと思っています。</p>
<p>(吉本委員長) よろしいですか。</p>
<p>(鈴木委員) 今の宿題のことなのですが、どういうふうに処罰するかという難しい問題かもしれませんが、何かしら今の教育というのは、これをするとこうなるのではないかと何か結果を先にどんどん考えてしまうと、中々思い切った</p>

<p>ことができないと思うのです。それが続いた結果が今のこの時代ですよ。</p>
<p>昔は立たされたりしたことが普通だったけれども、こういうことが悪いこ</p>
<p>とだという意見が出た時に、やめてしまってから段々悪くなってきている</p>
<p>と思うのです。その子どもに対する教育に関しては良いこともあると思う</p>
<p>し、100%悪いとは思わないのです。</p>
<p>ですから、どこかできちんとした線引きをしておかないと何もできなくな</p>
<p>ってしまうような感じがするのです。今の時代の流れで非常に難しいのが</p>
<p>もしれませんが、叩くということではなく、もう少し思い切ってやること</p>
<p>は良いことではないかと思う。</p>
<p>(教 育 長) 宿題をやるからには、誰でもできる中身の問題を出さなければならない。</p>
<p>その学年よっての負担を考えて、ペナルティをかけなくても、みんなが</p>
<p>できる中身の宿題にしなければならないと思いますし、ペナルティと言っ</p>
<p>ても体罰とか、ご飯食べさせないとか、苦痛に感じることをさせるという</p>
<p>ことは、法律で禁じられていますが、例えばちょっとした程度であれば、</p>
<p>許容の範囲というのがあります。</p>
<p>(佐藤郁委員) 忘れ物をしたとか、宿題を忘れたという場合に立たせるというのは体罰な</p>
<p>のですか。</p>
<p>(教 育 長) いや、違うのです。同じ立たせるでも、教室の中で授業を聞ける状態で立</p>
<p>たせるのは体罰でないのです。廊下に立たせると授業聞けなくなりますか</p>
<p>ら、これは体罰なのです。</p>
<p>(佐藤郁委員) 何か、自分が悪いことをしたらこうなるというのはどこで教えるのでしょ</p>
<p>うか。教えていない状態ではないかと思うのです。どこの国でも自分がこ</p>
<p>ういうことをしたら勉強するチャンスを自分がなくしてしまうというので、</p>
<p>外に出す国はあると思うのですが、それが体罰なのかどうかわからなかつ</p>
<p>たですけれども、教室内で立たせる分には良い。</p>
<p>(教 育 長) はい。</p>

(吉本委員長) つまり、義務教育だから教育を与えるチャンスをふさいではだめという考 えだと思うのです。だから、教室内で立たせるのはいいが、廊下へ出すと 授業が聞けなくなってしまうということですよ。
(佐藤郁委員) 親御さんを含めて、悪いことをしたらこうなるというのをどこかで教えて いかななくてはいけないのではないのでしょうか。自ら学ぶということを全 体に期待すること自体、もう難しいと思うのです。 ある一定のところまでは、言葉は悪いですが、覚えていなくては後が困る ということで教え込む時期が必要だと思うので、それが体罰になるとなれ ば、鈴木委員おっしゃったように何もできなくなる。野放図に育てるしか なくなるので、その点をどこかで別に行政でなくてもいいのですが、それ ができるのであれば教育委員会で考えて、少しでも良くしてやらないと、 同じ結果になって悪い結果が目の前にあるわけですから、それを見て何に もしないというのは、大人というか教育をしてきた側として、違うことを 考えてあげた方が良くはないかと、立たせるのも外で立たせて、この ペナルティはもったいないというのも教育なのではないかなと思っている のですが。
(教 育 長) 最終的には、そういうことが親御さんも理解してということで、昔は、う ちの子を叩いてもいいからとなっていたけれども、今だったら、我が子を 叩いたこともないのに、何で先生が叩くのかという時代ですから、体罰そ のものについての考え方も随分多様化しているし、家庭学習なり宿題なり やらなかったらこうしますというのがきちんと理解された上で、うまく進 めていかななくてはならないという点では、学校だけでは頑張り切れない。 やはり親御さんも巻き込んで、同じ方向に向かっていかなければ対応しき れないという課題はあると思います。
(佐藤郁委員) これ、そういう親を育てた親に責任がありますから、三世代教育ですね。 親だけではだめですね。

(吉本委員長) 関連して、いわゆる教育基本法が改正されて、家庭教育の関連が項目として取り扱われたことを受けて、文部科学省も学校教育との絡みもあるでしょうが、その家庭教育で取えて言えば、その中で施行法というのですか、それを受けての様々な関連の法律があると思うし、現実には学校の末端までおろして、具体的なものがこれから出てくるでしょうが、当然、こういう宿題のことも、あるいは家庭での保護者の子どもに対するある意味では希望とも言える部分もあるかもしれないけれども、そういう果たす役割というのが割とはっきりしてくると、学校ではそれを基礎として、親御さん・保護者を指導することも強いことができる。何か、そういう関係になるのではないかと勝手に思っていたのですけれども、どんなものですかね。その辺、先の話で申し訳ないのですが、今後の推移を見ていかなければいけないわけですから。

(教 育 長) 今までの教育の動きでいけば、やはり家庭という中に入り込めない側面というのがありましたから、今盛んに早寝・早起き・朝ごはん、それでは朝ごはん作らない親にはどういう部分で対応するかといっても、そこはそこ家庭ですから、本当に呼びかけだけで終わってしまうということが考えられます。

それが、その先まで、もっと昔、例えば朝何時に起きた、何時までに起きたら○、何時までに起きたら△みたいなことができるのか、朝ごはん食べて来なかったら×だとか、そういうことまで家庭生活に学校が立ち入って、日常生活のチェック表みたいなものを作って点検させるということは、良いのかどうかという問題も非常に関わってくるのです。

だから、今言ったように本当に学校なり、家庭なり、PTAなりが、一つの方向に向かって、仮にできなくても努力するという方向とか、そういう段階的なものがあるかもしれないけれども、今一律にこうだからといって、それではやりましょうといった時に、反発を買うこともありますから、国

の方も今、家庭教育のあり方についてどうしようかという部分で、これから難しい部分があるだろうと思いつながらも、そういう方向をみんなが見直さなければならない時期は、アピールする必要があるのではないかなと思っています。

(吉本委員長) はい。すみません。それではいいですかこの辺で。ただいまお話のありました教育長の報告、他になればここで終わらせていただいてよろしいですか。(一同「はい。」の声)

4 議 案 審 議

議案第1号 平成20年度全国学力・学習状況調査の実施について

(村上 指導室長より 概要説明)

- ・ 苫小牧市における全国学力・学習状況調査を来年度以降、実施をするか否かについて協議をお願いしたい。
- ・ 文部科学省は11月14日付で都道府県教育委員会に、道教委は11月29日付で市町村教育委員会及び市町村立学校長に対して、平成20年度の全国学力・学習状況調査を実施するように別紙資料のとおり通知をしている。
- ・ 実施要領について、調査の目的・内容・対象となる児童・生徒については、今年度と同様で、調査の実施日は平成20年4月22日火曜日、平成21年4月28日火曜日と今年度から3ヶ年実施の方向性を打ち出している。
- ・ 調査結果の取り扱いについて、基本的に今年度と変わらないが、「調査結果について、本調査によって測定できるのは学力の特定の一部分であること」、「学校における教

育活動の一側面に過ぎないこと」、「序列化や過度な競争につながらないように十分配慮して適切に取り扱う」ことを強調している。
・ さらに、行政機関の保有する情報の公開について、開示請求があった場合は不開示情報として取り扱うことを明記している。
・ これを受けて、検討委員会の方で話し合いをしたところ、調査を経年で実施して比較検討することから改善策を見いだすことも大事であるということで、来年度以降も実施したいという方向性が出ている。
(吉本委員長) はい。ありがとうございます。ただいま、議案第1号の件に関しまして指導室長さんの方からご説明があったとおりでございますが、特段変わった部分はないということで、理解をしておりますけれども、その流れの中で、文部科学省が次年度になりますか、平成20年4月22日火曜日と設定し、また、再来年も平成21年4月28日火曜日ということで、今年実施したことを含めると3年連続で財政的な裏付けも含めて、文部科学省は実施を計画しているということが読み取れますが、この議決を取る前に皆さんのご質問を受けたいと思いますが、どうですか。
(佐藤守委員) 今回の結果、かなり遅くなったのですが、来年度以降もペース的には同じでいくという考え方ですか。
(村上室長) 文部科学省から出てきたのは10月末でした。市としては、すぐ11月に子ども達に渡して、検討委員会を行い、末には教育委員会に諮って、中身について公表しましたので早かったと思っています。はっきり言えることは、文部科学省が早く出せば早くなる。
(佐藤守委員) そうですね。
(村上室長) 今年は1年目だったので大変だったと思います。最初からどういうふう

出てくるのかということで、注目が大変集まっています、その順番が出るのではないかというようなことで、色んなところから話もあったりして、そういうような状況の中でうまくいかに遅れてしまい、その後、随分報道各社に叩かれていましたけれども、来年はもう少し早く出るのではないかと思います。早く出れば、検討する時間もさらに出てくると思いますから、文部科学省がきっとやってくれるのではないかと考えているところがあります。

(吉本委員長) よろしいですか。その他、関連して。

(佐藤郁委員) 質問があるのですけれども、3年連続ではなくて隔年で実施するという意見はなかったのでしょうか。10年なら10年で見たうちの3年間だけの調査になりますよね。1年おきだったら、少し長い間の教育効果が見られるのではないかと思います。文部科学省も全然考えることはなかったのでしょうか。

10年のうち3年ですべてを決めて、また次に実施するのに議論があつて長い間かかるのであれば、それを集計してこうなつたと比較検討するものには、ある程度の比較はできるでしょうが、3年よりも6年で変化を見た方が、教育は1年実施したから来年すぐに効果が出るというものでもないと思いますので、少なくとも6年実施すれば、小学校の間の変化はわかるので、1年おきということは選択肢の中にはなかったのかしらと思ひまして、伺つたのです。

(村上室長) おそらく、中学校3年間を考えているのではないかと思います、各学年によって少しばらつきも出るのかなという考えの中で、とりあえず3年間実施すると成果が出るのではないかと考えています。

(佐藤郁委員) 私も最初、中学と思っていたのですが、考え方が変わって、教育されていくのが出る場合にはどうなのか、小学校の方に的を絞つた方がわかりやすいかなと思つたのですが、教育方針が変わらないままの状態、3年とい

うのと6年は違うのかなと。
(村上室長) 文部科学省ははっきり言っていないのです。この3年で終わるとは。
(佐藤郁委員) そうですか。3年連続して様子を見て、新たに方法が変わって実施する可能性も残っていると。
(村上室長) そうです。こういう悉皆調査といって全員行うのは43年ぶりなのですが、色んな意見があるところで、今まで抽出調査をずっとやってきましたので、それとの比較は国立教育政策研究所などで出したものを使うのかと思っ
ていますが、文部科学省が言っているのは来年と再来年は実施しますと打ち
出していて、それに対して苫小牧市はどう考えるのかという話になるかと思
います。
(佐藤郁委員) 文部科学省が3年間終わった後に、これで一応終わりましたとなっ
てしまえば、新しい教育方法を変えていく調査というのはできなくなりますので、
ちょっと何ったのですが。
(村上室長) 学習指導要領も変わりますから。
(佐藤郁委員) とりあえず3年間は実施する。予算もついているということですね。
(吉本委員長) そういことでしょうかね。案の中身としては、平成21年度までを含めて
の審議になるのだらうと思いますけれども。
(佐藤郁委員) 検討項目は変わるのですか。比較する項目は変わっていくのでしょうか。
同じことをしていたら全然効果が見られないと思うのですが。
(教 育 長) 同じ問題ではありません。
(村上室長) いわゆる実施要領については、ほとんど変わっていませんが問題の中身に
ついては同じものは出さないと思います。
(佐藤郁委員) 色々お考えの上で作られているということなのだらうと思いますが、連続
というのは忙しいでしょうね。また準備して。
(教 育 長) 子ども達は受ける側ですけれども、出題する側もあの問題で良かったのか
という反省があるはずなのです。

(佐藤郁委員) そうですね。

(教 育 長) これで評価できるのかということも含めますから、当然、問題も変わっていくし、何をもう少し具体的に知りたいのかということを検討した上で、問題精査するのではないかと思います。

(吉本委員長) そういうことで、他に関連してご質問がなければ、この議案第1号平成20年度全国学力・学習状況調査の実施について、ご了解をいただけますか。よろしゅうございますか。(一同「はい。」の声)
それでは賛成ということで、これは先にも申しあげました調査実施が21年度も併せて行うという形になっておりますが、当面、この平成20年度に関してのことと併せて抱き合わせになりますけれども、これを承認することに決しましたので、よろしくお願いたします。

— 原案通り承認 —

議案第2号 苦小牧市立小中学校設置条例の一部改正について

(澤田石 学校教育部長より 提案説明)

- ・ 苦小牧市立青翔中学校を設置するための関係規定を整備するという理由で、名称「苦小牧市立青翔中学校」、住所「苦小牧市拓勇東町6丁目15番地の1」を追加するもの。
- ・ 条例の施行日は平成21年4月1日となる。

— 原案通り承認 —

議案第 3 号 特殊学級の通学区域変更について

(澤出石 学校教育部長より 提案説明)

・ 平成 20 年 4 月より特別支援学級を錦岡小学校、泉野小学校、豊川小学校及び啓明中学校に新たに設置するための通学区域の変更である。これは要領の変更で、条例上の規定ではなく、委員会としての学校区を決定していただくものである。

・ 具体的には、北星小の中にあつた豊川小の知的・情緒学級、澄川小の中にあつた泉野小の知的・情緒学級、明德小の中にあつた錦岡小の知的・情緒学級をそれぞれ分離して自校通級とし、現在、弥生中に在籍する明倫中、啓明中、凌雲中、緑陵中の通学区域の生徒で通級指導を受けている生徒及び山なみ分校の知的・情緒の固定及び通級指導を受けている生徒を今回、新設される啓明中特別支援学級の校区に変更するものである。

・ 変更後の小中学校特殊学級校区一覧表（新旧対照表）は別紙資料のとおり。

— 原案通り承認 —

5 協 議

第 1 号 新しい形のいじめや犯罪（ネットいじめ・裏サイトなど）への対応について

(佐藤守委員) 最近、ネットいじめや裏サイトということが、よく新聞にも出ていまして昨日の民報にも美園小学校の P T A が広報紙で特集して、携帯電話の被害から子どもを守ろうということで色々と立ち上げておりますが、各学校で

<p>取り組んでいる所と取り組んでいない所とがありまして、全市的に取り組まなければいけないのではないかと考えているのです。</p>
<p>それから、PTAの研究大会でも第三分会の中学校の部門では家庭教育の中で色々と意見が出ておりまして、実際にネットいじめがあり、警察や学校に相談したが明確な問題解決までには至らなかったという話や穂別中ではN T Tの講座を開いて子ども達にそういった講習をしているというようなことが出ていました。</p>
<p>苫小牧市の教育委員会として、これからの対応とか、現在行っていることを知りたいと思いましたので、お願いします。</p>
<p>(吉本委員長) はい。それでは室長さんの方からよろしくお願いします。</p>
<p>(村上室長) まず、第一にインターネットの基本的な考え方ということを明らかにしておかなければならないと思いますが、携帯電話やインターネットを使用させないということは今や不可能です。まずそこから認識を新たにして、例えば、各学校で今、GPS携帯もありますから、自分の子どものためにと持ってきた時に、学校ができることは授業中は使わないので、帰りまで預かっておくというやり方しかもう取れない状況にあり、学校でできることはかなり少なくなってきました。</p>
<p>それから家庭でできることは、例えばインターネットにフィルタリングをかけるということは100%やらなければならないことですが、これはお金がかかりますのであまりしたがりません。</p>
<p>親は、携帯を持たせたら絶対にリスクがあるということを理解してから始めなければいけないということ、そして、残念ながらそのことに対する法整備があまりされていないことを認識して対応していかなければならないということをお話させていただきます。</p>
<p>ブログやホームページの開設、掲示板への設置、それ自体問題はありません。学校や親ができることは、子ども達にネット上のエチケット、ネチケ</p>

ットとありますが、そのモラルを高めること、それから、犯罪に巻き込まれない予防的な知識を持たせる、この2点が大きなポイントになると思います。それで、使用を許可した保護者がうちの子はこれを持つことによって出会い系にでもいつでもいけるということを忘れてはいけないということです。起きた時に慌てて、これは社会が悪い、書いた相手が悪いといっても仕方がないので、そうしたことを忘れてはいけないということだと思います。

市教委では、このモラルを高めるということ、危険を予防するということで、小学校4年生から6年生及び中学生に今年4月1日発行のインターネットのルールとマナーを生徒に渡しているところでございます。先ほど、佐藤守委員さんからお話のあったNTTの携帯電話教室については、希望すればどの学校でも来てくれます。使い方と危険な部分についてわかる程度のものでございます。

それから、消費者センターの講座、いくらでもネットでショッピングができるものですから、それで大変なことになっている事例もありますから、そうした講座もあります。

保護者に対しては学校日より、子どもに対しては学級日より等でも啓発しているところもあります。学校としてはあくまでも指導とか啓発になってしまいます。

昨年の12月に、苫小牧警察署から生徒に対して、ネット上の誹謗・中傷の書き込みに関する指導についてということで、そうした書き込みに関する相談が警察署に多く寄せられているので、教育現場である学校でのネットモラルを中心とした予防的な教育を行ってほしい、さらに掲示板への書き込みで誹謗・中傷を書き込むと名誉棄損や侮辱罪となり、刑事及び民事責任を問うことができると保護者に説明してほしいとの要請を受け、指導室では、インターネットに関わる児童・生徒の指導ということで、校長会

でお話をしました。1点目は自分の個人情報を安易に公開したり、他人の個人情報を無断でホームページに書き込んだりしてはいけないこと、2点目は嫌がらせや他人の誹謗・中傷を書き込んで名誉棄損や侮辱罪で訴えられたら刑事罰が加わるということ、3点目は未成年者がトラブルを起こしたら保護者が全部責任を取らなければならないということについてお話をしました。

苫小牧警察署では、その時合わせて書き込みの削除依頼及びプロバイダーを特定して、個人情報、誰が書いたのかということを開示する依頼についてのやり方を説明していますが、全て当事者及びその保護者しか請求できませんので、学校ではできないのです。さらに、プロバイダーの個人情報は全て開示されるわけではありませんので、それは出せない個人情報であると言われれば、それまでになってしまうという問題がある。

それから、刑事責任を追及するためには、警察としては事件として扱うことが必要となりますので、警察も悪質なものについては事件化すると言っております。

ただ、今は動画などが平気で送れますので、言葉だけでなく画像も動く絵も送れるものですから、一瞬にして子どもの心を大きく傷つけるものになる可能性は非常にあるということなので、学校としては何度も繰り返して指導していかなくてはならないのですが、保護者も持たせたらそういうことになるということをわかってもらわなければだめだということなのです。

今年7月に道教委と北海道警察が合同で、啓発文書インターネットトラブル対応マニュアルを配布し、どうしたら対応できるかということがすべて書いてあります。ただ、残念ながら先ほども言ったとおり、学校がどうということではなく、当人や保護者が言わないと消えない、相談することが主ですが、学校が出てこれを消してくださいというところまではいかない点があります。

それから、相談窓口で警視庁のサイバー犯罪対策本部があってメールで受け付けており、電話相談は北海道警察本部のサイバー犯罪対策係があるということを校長会の方でお話をしている。さらに「見えない世界に広がる落とし穴」の「小学校高学年用」、「中・高校生用」、「保護者用」の3種類を各学校に配布するよう指導したところでした。
ただ、今後現在のような法体制であれば、さらに起きてくることから、他の国みたいにきちんと法整備をして、何歳以下は持つてはいけませんとしてくれたら良いのですが、そうはなっていないので、大変、学校としても保護者も苦労しなければならない状態であることは間違いありません。
(吉本委員長) はい。ありがとうございます。一つ今後もこういう事件というのですか、そういう対応をやっぱり教育委員会としては色々な事例を見ながら対応していかなるを得なくなってくるのでしょうか、大変難しい状況にあるのかもかもしれません。
(鈴木委員) 例えば、法的にやってもらえれば一番良いことですが、親御さんにしてみると何かあった時に連絡をすぐ取れるという部分しか考えていないのではないかと思うのです。だから、中身のこういうこともできますということが、果たして親御さん達がそれを知っているのかどうなのか、知っていて与えているのか、もしそうであれば、今の小中学生にメールとかそれだけのものが必要なのかどうか。
(佐藤郁委員) 居場所がわかる部分だけとか、そういうものがあれば良い。
(鈴木委員) そのために親御さん達が持たせているのが普通だと思うのですが、段々、性能が良くなってきて、色々なことができるようになってくると、良く使えばすごく良い方へいくのだけれども、悪いところに行くとそういう問題がどんどん出てくると思うのです。
(佐藤郁委員) 家までの電話用、所在がわかるものとか。
(鈴木委員) それ以外、何か必要なのかなと本当に思います。文部科学省としてこれを

<p>真剣に考えていかないと、これはもう苦小牧だけの問題ではなく、全国的な問題として起きているというのを国は知っているのですから、きちんとした対策をやるのかやらないのかということだと思っ</p>
<p>たのです。そうすると、今度はその携帯電話を作っているところがどうするかという問題が出てくるかもしれませんが。</p>
<p>(佐藤郁委員) 結び付けてね。</p>
<p>(吉本委員長) やはり、今、鈴木委員さんおっしゃるように出始めの頃、学生というより20歳の大人ですが、携帯を使って請求が来るじゃないですか、あれで、予想していた以上のお金がかかって、結構2万円とか3万円となると、サラ金などで借りることから発端してのめり込んでしまい、調停などが出ていました。今は、現実的に必要な時だけ使って無駄なところへメールを送ることもしなくなったと思うのですが、子どもさんなのでおもしろくて、ゲーム感覚でやってしまうのでしょうか。</p>
<p>(教 育 長) メールが安い料金でできるのですが、いわゆる迷惑メールがものすごいので、やはり危険だと思いますよ。</p>
<p>(村上室長) 持たせてもいいから、メールの内容を親が見て危険性を認識すれば良いのです。</p>
<p>(鈴木委員) 良い方に使うとすごく便利なのだけれども、そういう機能もあるということが、親御さんわかって子どもにそれを与えているわけですから問題はそこだと思うのですよ。</p>
<p>(佐藤郁委員) ただ、携帯の機器高くなりましたから、前みたいに1円ということがないのですから、高くなりましたのでどうでしょうか。</p>
<p>(佐藤守委員) 法整備が後手になっていますよね。</p>
<p>(佐藤郁委員) 他の国はどうかのでしょうか。韓国はすごいネット社会なので、小学校から厳しさを教えているそうです。韓国から来ている留学生は、その怖さを知っているし、罰せられるのも見てきているのでとても慎重ですね。</p>

知識はいっぱいあるようです。それぐらいになればいいのですが。

(吉本委員長) 大人なら、大人の責任において対応できますが、子どもですから問題は。

よろしいですか。この件はそういうことで。(一同「はい。」の声)

6 その他

特になし。

7 委員会閉会の宣言 (吉本委員長) …16時11分

以上のとおり会議の概要を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。